

第七十八回国会 議院 通信委員會 會議錄 第五号

昭和五十一年十月二十七日(水曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 伊藤宗一郎君
理事 稻村 利幸君
理事 志賀 節君
理事 三ツ林弥太郎君
理事 古川 喜一君
理事 小沢 惠三君
理事 高橋 千寿君
理事 廣瀬 正雄君
理事 綿貫 民輔君
理事 土橋 一吉君
理事 田中 昭二君

池田 禎治君
小沢 貞孝君
同日
補欠選任
綿貫 民輔君
小沢 貞孝君
園田 直君
池田 禎治君

出席國務大臣

出席政府委員

委員外の出席者

郵政大臣 福田 篤泰君
郵政政務次官 左藤 惠君
郵政大臣官房長 佐藤 昭一君
郵政省郵務局長 廣瀬 弘君
郵政省貯金局長 神山 文男君
大藏省主税局長 矢澤富太郎君
制第一課長 大藏省理財局長 石川 周君
金第一課長 大藏省銀行局長 宮本 保孝君
務課長 国税庁直税部長 北村 恭二君
人税課長 通信委員會調査 佐々木久雄君
室長

委員の異動

十月二十七日

辭任

園田 直君

補欠選任

綿貫 民輔君

本日の會議に付した案件

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

○伊藤委員長 これより會議を開きます。

郵便貯金法の一部を改正する法律案及び郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案、両案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。阿部末喜男君。

○阿部末喜男 此の郵便貯金法の一部を改正する法律案の一番中心になっておるところは、郵便貯金振興会というものを設けるということのようでございますが、今日までこの郵便貯金の振興について郵政省がおとりになつてきたこの種の施策はどういうものがあつたでしょうか。

○神山政府委員 郵便貯金振興会におきましては、郵便貯金の周知等につきまして種々の施策等も行つてまいつておりますが、そのほか刊行物の発行とか、その他講習会とか講演会とか、そういうものの催しを行い、その他いろいろの方法で周知の施策を講じてまいつております。

○阿部(末)委員 私がお伺いしておるのは、大体この法案を提出するに至つた動機は、従来の財団法人郵便貯金振興会ですか、そのようなものがあつたけれども、それが郵便貯金法上の明確な根拠がないということが理由になつて、今回の法改正の提案になつたと承つておるのですが、從來あつたものはどういふものであつたのかということでございます。

○神山政府委員 このたび貯金法改正案を提出いたしました理由につきましては、現在の貯金会館を設置する法的根拠をより明確にしたい、それから、その運営等について法的に整備しよう、こういうことでございます。そして、現在郵便貯金会館の運営を委託しておる団体いたしましたして、財団法人という性格を持ちます郵便貯金振興会でございます。

それで、今回御提案申し上げている法律案の中心でございますが、この財団法人という郵便貯金振興会にかわりまして、今回の改正されるべき貯金法に基づき法人を設立してこれに管理委託をさせよう、こういうものでございます。この新しい法人でございますが、これは新貯金法によりまして郵政大臣の認可によつて設立する法人でございます。現在財団法人でございまして、これは民法の規定に基づいて郵政大臣の許可を得て設立された法人でございまして、今度は、貯金法に基づきまして郵政大臣の認可によつて設立される。監督等についても、細部の規定を貯金法においてよりしっかりできるようにしたい、こういうことでございます。

○阿部(末)委員 趣旨については理解ができるのですけれども、大臣から提案理由の説明がございましたときに、郵便貯金会館はすでに全国に十一カ所あるのだといふことなんです、いまお伺いしてわかつたのですが、この十一カ所の現在ある郵便貯金会館は、財団法人郵便貯金振興会、こういうものによつて運営をされておつたと私は記憶するわけですが、それを今度の新しい法律で、財団法人が除かれて、郵便貯金振興会というものが郵便貯金法の一部に入れられることになつてくるわけですが、どういふ違いがあるのか、そこをところをちよつと説明してください。

○神山政府委員 法人の主たる業務である郵便貯金会館の運営等は、具体的なサービス事務が中心

であるため、できるだけ民間的色彩の強い法人に行わせるというの方が効果的であるという考えが当初あったわけでございます。しかしながら、会館の数も十一とふえてまいりました。その事務量及びこれに従事する人の数も増加してまいっている。それから、今後会館の運営全般について委託するためには、こういった大規模になってきたということと同時に、この建物は国有財産であるというようにも考えまして、その受託者は法的に確固たる基盤があること及び国の十分な監督が行き届くということが必要であらうかという点になりまして、この点につきまして、現在の財団法人では、民法の規定のほかに明確な法律の規定がないという問題がございます。会館の運営等を委託する相手方としては必ずしも十分ではないと考えられるに至ったわけであります。このため、郵便貯金法に、法人の設立及びその監督に必要な規定を設けて、郵政大臣の認可により設立される法人に会館の運営等を行わせよう、こういうことでございます。

細かい点につきましては省きますが、たとえば今度の新貯金法の八十四条で「理事長及び監事は、郵政大臣が任命する」とあるのは「理事は、郵政大臣の認可を受けて、理事長が任命する」と、そのほか郵政大臣の監督をする根拠規定というものを詳細に決めているという点で、従来の財団法人と新法人とは、そういう点で異なるかと思ひます。その趣旨、目的は全く変わりがありませんけれども、そういう点で変わつてこようか、こういうふうに考えております。

○阿部(未)委員 一口で言えば、郵便貯金法上にその性格を明定をし、管理、監督について大臣の権限が十分に及ぶようになされたということであつて、おやりになつておる仕事の内容は従来と変わらない、そう理解していいわけですか。

○神山政府委員 はばさようでございます。

○阿部(未)委員 次に、この郵便貯金会館を建設する資金は、郵便貯金の権利消滅というのですか、十年以上全然届け出や利子記入がなくて権利

消滅をした、それを充当するのではなかったかと思ふのです、この点は、そうでございますか。

○神山政府委員 この郵便貯金会館の建設の資金でございますが、この土地、建物の建設に要する経費は郵政事業特別会計の建設勘定予算というところになっております。これに要する財源でございますが、財源は郵便貯金特別会計から郵政事業特別会計に繰り入れるという形になっております。それでは、この郵便貯金特別会計から繰り入れる財源はどういう性格のものか。ただいま先生から権利消滅分に当たる金額を財源として繰り入れていくのではないかと御質問かと思ひますが、この郵便貯金の場合、特定の歳入をもつて特定の歳出に充てるといふようなことはなつておりませんので、権利消滅金を含めたすべての歳入金の中の一部を会館の建設資金に振り充てていくという現状でございます。

○阿部(未)委員 加藤先生が横へ来ていろいろ言うので最後がよくわからなかつたのですが、郵便貯金権利消滅額を充当するとおつしやつたのですか。

○神山政府委員 特定の歳入金をもつて特定の歳出に充てるといふやり方はこの会計ではとつておりませんので、権利消滅金を含めたすべての歳入金の中の一部を会館に充てるといふことで、必ずしも権利消滅金がそのままとする考えではございません。

○阿部(未)委員 それはわかりました。わかりました、しかしそうなるとう結局年度の予算で決まるといふたてまえになると思ふのです。しかし予算の目安としては何かなければ、ことしは五十億、来年は十億とか、貯金事業の推移によつて変わっていくのか、それとも一つの目安としては権利消滅額を充当するといふ目安があるのか、その辺はどうですか。

○神山政府委員 この財源につきまして、先ほど申し上げましたように、特定の歳入をもつて特定の歳出に充てるといふやり方はとつておりませんが、それならば、会館を設立していく今後の方針

なり規模なり、そういうものは何を目安にするのかという御質問かと思ひますが、ただいま十一ございいます、主としてこれは郵政局所在地になつております。若干予算も取れておりまして建設中のものもありまふけれども、今後これをどういふふうに広げていくかということにつきましては、やはり郵便特会の状況ももちろん重要な要素として考えていかなければいけませんし、それから会館の収支なり運営の実態を見ながら、どういふ地域にどういふものをつくつていくのが郵便貯金の周知宣伝に最も適切かといふようなことを十分慎重に検討しながら進めていかなければいけません。ものであるか、こういうふうな考えております。

○阿部(未)委員 そうすると、郵便貯金の権利消滅額を大体目安にしてやつておると私も理解しておつたのですが、それは無縁のものだ、郵便貯金の権利消滅額と会館の建設は無縁のものだといふふうに理解をすべきですか、関連があるのでしょうか。

○神山政府委員 無縁か無縁でないかという御質問に対しては若干お答えが違つてもいいかもしれませんが、権利消滅金即ち会館建設費という考えではございません。これは申し上げました。ただ、これは郵便特会から財源が出ますから、権利消滅金も含めた歳入金の一部が会館に回る、こういうことを申し上げるしかないか、こういうふうな考えております。

○阿部(未)委員 権利消滅金が郵便貯金特別会計に入るのはあたりまえのことです。したがつて、そのことを何も考慮に入らずに会館の建設が行われるのか、その権利消滅金が一つの基準になるならいはい別に、考慮の一つの柱になるのか、いわゆるウェイトがあるのかないのかということだけ知らせてくれればいいのです。

○神山政府委員 形式論になるかもしれませんが、これも、直接の関係はございません。

○阿部(未)委員 二点目は、私が非常に心配するのは、これが郵政省の天下り先になるのだという

ふうな批判を受けることを心配するわけですが、職員の数がいまどんなふうになつて、特に役員というものは、私の聞いたところではたしか現行財団法人郵便貯金振興会の役員がそのまま郵便貯金振興会の役員に横滑りするのと聞いておるのですが、そうであるとするならば、その役員というのはどういふ方々がおなりになつておるのか、さうと知らせてくれませんか。

○神山政府委員 現在の財団法人郵便貯金振興会の役員は理事長以下六名でございますが、いずれも過去に郵政省に在職した者であるということでございます。理事長一名、理事四名、監事一名でございます。これは、振興会の業務は郵便貯金の普及に寄与するためというものでありますから、業務の円滑な運営を期するためには、やはり郵便貯金事業について深い理解と豊かな知識を持つている者を必要とするというところは妥当かと思ひますが、この限りにおいては法人の役員にそういう者がなつたということとは、必ずしも適切を欠くものではないのではないかと考えております。しかし、その下の会館の運営に当たる幹部職員につきましては、広く民間の人材を登用いたしておきまして、必ずしも天下りのための法人とは言えないのではないかと、この点で考えておる次第でございます。

○阿部(未)委員 それではもう深追いをしませんから、後で結構ですから、いまの役員の名簿を出していただきたいと思います。

それから私が心配するのは、現行財団法人郵便貯金振興会は中央で一本にまとまつておるが、各貯金会館ごとの収支のアンバラがありますね。赤字を出しておる会館もあれば黒字の会館もあるはずですが、これをプールしておるのか、それとも各会館ごとに責任を持たしておるのか、これが一つ。

新しい郵便貯金振興会はその点をどうするか、これが二つ目です。

○神山政府委員 ただいまの財団法人の郵便貯金振興会でございますが、もちろん各会館ごとに予

算を立てまして一定の経営努力をする仕組みにしておきまして、それでまた全体としての予算の歳入歳入の立て方ももちろんとっておりまして、全体として経営の効果が上がるように、こういう努力をしております。

それで新しい法人になりましてやり方が変わるかといいことでございますが、このやり方はこれは新しい法人ができるまでにこれから検討する問題でございますけれども、従来のやり方が非常に効果がありますので、そういうやり方でいくのが妥当ではないかというふうに考えております。

○阿部(未)委員 局長さんの答弁は私どもわかりにくいのですが、各会館ごとの独立採算制をとっておられる、しかし全体的に経理は総合的に何かやっております。どうも私その辺がわかりにくいのですが、時間も少ないようですから、たとえば東京の郵便貯金会館の場合の昭和五十年の収支はどうなっておりますか。それからもう一つ言います。仙台か名古屋でもいいです、どっちかいいゆる黒字があるところがどうなっているか、ちょっと聞かせてください。——わからなければ私が言います。東京の場合たとえば二千四百四十八万円で、それから仙台の場合だと三千五百八十四万円の黒字になっておられるのではないかと聞かれます。それなら、この数字に間違いがないとすれば、会館ごとに非常に経営にアンバランスが出ておると私は思うわけです。それを各会館ごとの責任で処理をさせていくのか、さっき言ったようにプールするのと言ったか、プールではない、各会館の責任だと言ったか、こういう相当数の赤字が累積していけばどうなるか心配になりますので、お伺いしているわけです。

○神山政府委員 答弁がまことに不明確で申しわけありませんでした。ただいま先生、仙台、東京の会館の収支のお話がありました、ただいまちよつと手元に会館ごとの収支の資料がございませうが、この振興会ですが、全体で収支を償わせるということであつたのは指導しております。た

だ、振興会自体として会館ごとの経営努力というものの実を上げるようなやり方を、実態的な業務の指導をさせていただきますが、振興会自体としてそういう努力はいたしておりますが、収支は全体として相償わせるといふ基本的な考えでやっております。

○阿部(未)委員 趣旨はわかりましたが、そうすると今度はたまたま逆に、名古屋が一番成績がいいようですが、名古屋は一億六千万円ほどの黒字を五十年で出しておられる。一番ひどいのは沖繩のようですが、九千六百三十万円の赤字。いまのお話だとこれを振興会でプールするという理屈になると私は思うのです。経営努力目標を与えて、独立採算の原則はやつてあるけれども、最終的には振興会全体でまとめてめんどろ見るとすればこれはプールしたことになるわけですが、今度は逆に非常に赤字を出すところと黒字を出すところの間のアンバランスについて、その職員といふものは、努力をしておるところからの不満といふものは出てきていないのかですね。

○神山政府委員 確かに地域によりまして赤字のところあるいは黒字のところ、そういう差はあるわけでございます。職員もそういう赤字のところは非常にいろいろ創意工夫をこらして、多くの人に利用していただいている経営的な効果も上げようということでは一生懸命やっております。そういう効果もだんだんと出てくるのではないかと、赤字のところは私どもは期待しているわけでありまして、赤字のところはだんだんと職員に不平が出るとかそういうことはだんだんと聞いておりませんけれども、一生懸命皆さんやっております。と聞いています。

○阿部(未)委員 どうせこれは振興会自体がおやりにならなければならない仕事ですけれども、いま申し上げたように地域によって膨大な赤字が出る、また地域によっては非常に大きい黒字を出しておられる。この経営のアンバランスは、私将来問題になつてきそうなきがするんですよ。一生懸命や

つてわれわれは黒字を出したのに、よその会館は赤字じゃないか、その負担を黒字がみなしていかねければならぬということになつてくると、私は会館相互間の不信感といふものが、そういうものが出てくる心配がありますので、ちよつとお伺いしたわけで、ちよつとばらつきが大き過ぎるような気がいたしますので、これはひとつこれから気をつけておいていただきたいと思います。

それでもう一つ、保険の場合は保険事業特別会計の方から相当額の補助が出ています。私もはっきり覚えておりませんが、昭和五十一年度八十億ぐらいの補助じゃなかったかという気がするわけですから、補助金と、もう一つはほぼ同額の建設資金が出ておつたと思ひます。したがって、老人ホームとかそういうものを経営をしても、国からも保険事業からも直接の補助があるから、ある意味では運営がやりやすい。貯金の方はそういうシステムはとらないわけですか。

○神山政府委員 この新しい法人でございますが、みずからの努力で収支相償するということにいたしております。国から補助金とか交付金を交付することは考えておりません。

○阿部(未)委員 これは大臣、この種会館の運営、経営というのはなかなかむずかしいものなんです。私も実は経験があるのですが、できたときは施設も新しい、そういう意味からわりあい利用者があるわけなんです。だんだん年数がたつていくほど経営がやりにくくなるし、また今日のようないくつかの経済情勢になると、投資の先を民間でもそういうところへ求めていく。結婚式場を使うというのには非常に利益が上がるわけなんですけれども、しかしだんだん新しい結婚式場がたくさんできてきて、結婚式の回数は減つてくる。私はいくらこの貯金会館は近い時期において大きい赤字を抱えてくることは間違いないと見ていますので、そうすると、いまのシステムでいくと、貯金事業特別会計からの補助は一切やらないとなれば、これは運営が行き詰まるだろうという気がするのですが、その点について何か特段の検討とい

いますか、予想はなさっていません。○神山政府委員 現在の財団法人のいままでの経営の実態というふうなものを勘案いたしましたして、私どもはいまの形のままで運営できるのではないかと、ちよつと考へておられるわけでありまして、先生御指摘の、今後建物や施設が古くなつたりして利用者が落ちるといふ御懸念、これはわれわれも当然考へておられて、こういう施設といふのはやはり新しいところに利用者が集中するというような傾向も十分聞いております。なるべくそうならないように、施設を絶えず点検をしてなるべくお客さん方が快く御利用願えるようなものに維持していくという努力が一方では必要ではないかと、ちよつと考へております。

従来のいろいろ会館ごとの収支でございますが、充足当時のところは、これはどうしても赤字の期間が当初はあるわけでありまして、だんだんと黒字に転化してまいつておられる。ただ今後、先ほど申し上げたように、施設が古くなるということについては、やはり非常に注意を払つていかなければいけない。ますます大ぜいのお客様に利用していただくように配慮していかねければ、先生おっしゃるような心配といふものは出てきようかと思ひますので、十分配慮してまいりたいと考えております。

○阿部(未)委員 これは議論する気はありませんが、年々黒字に変わつてきておられるのはこれはほうそなんです。年々赤字の会館があつてきておられるのです。たとえば昭和四十九年度の場合には十の会館の中で四つの会館が赤字なんです。昭和五十年年度の場合には、十一の会館の中で六、半数を超えて赤字になつておられるんですよ。私は、こういう傾向をたどると思うから、それで、保険事業みたいな何らかの措置がとれるようなことを考へておかないと行き詰まつてしまふのではないかと、せつかくつくつたが困るのではないかと、そういう気がいたしますので、そのことを、特に貯金局長さん、いま申し上げた点について私の資料が間違ひがあれば後で御訂正いただいて結構ですから——何し

ろ加藤先生が早くやれ早くやれとやかましいもので、それから、あればまた説明を承りますが、いま私の手元の資料では、赤字の会館がだんだんふえていくのじゃないかという懸念がありますので、その点ひとつ御注意をしておいていただきたいと思ひます。要望しておきます。

それでは次に、郵便法の一部改正についてお伺いしたいのですが、これは廣瀬局長さんもう御存じと思いますが、私の持論で、売りさばき所を設ける以上はそこいらにいろいろな設備を要するし、また人間も配置しておかなければ、いつ切手を買いたい見るかわからぬわけですから、したがって、売りさばきがなくても最低の補償はしてあげるべきだということをおはかぬてから主張してまいりました。今回の改正ではその点を織り込んでいただいたことについて感謝をいたしております。ただ、極端に言うならば、一万円の売り上げがあつた場合も全然買い受けがなかった場合も同じ手数料になるように思われるのですが、そう理解していいですか。

○廣瀬政府委員 ただいま先生の申されましたとおり、買い受けのなかったものにつきましては先回の国会でも承つておりました、それにつきまして、買い受けのなかった月につきまして最低の額を支払うということにいたしましたわけでございます。ただ、最低の手数料ということになりますと、一万円以下のものについて必要な経費というものも考えますと、いまの十分の一というのが適切であるというふうな考え方からいたしまして決めたわけでございますが、それ以下にまた刻みをつけますと非常に複雑になってまいりますので、同様に考えるというふうにいたしましたわけでございます。

○阿部(未)委員 その趣旨が全然わからないわけじゃないんですけれども、そうしますと、全然買い受けがなかった、言いかえればはがき一枚も売らなかつたところも九千九百円売つたところも同じ手数料しかいただけない。一万円に見合うものとして百分の十ですか、ですから千円になるわけ

です。そのところはちよつと私は疑問があつて、実は私の主張は、全然買い受けがなくても施設を設け、人間を配置しておるといふ点について最低の補償というものををつくる、それから上は、はがき一枚売れば一枚に対し、はがき五枚売ればはがき五枚に対しての手数料が出るような仕組みにすべきではないか。この考え方では、一万円までは千円、その次は二万円までは二千元でいくのか、そうならないでしよう。一万円を超えれば超えた部分についてはその売り上げた割合でもって手数料が出ていくわけなんです。なせ一万円から上は売り上げの割合によって手数料がつき、一万円から下は売り上げの割合で手数料がつかないのか、これは確かに矛盾だ、だから、やはりあくまでも施設を持つていくことについて、買い受けがあるとならうと、まず一定の額を補償したならばそれから上ははがき一枚でも三枚でも売つた者に対する手数料はやはり出していくべきだ、そのところはどうかになりますか。

○廣瀬政府委員 先ほども申し上げましたように、最低段階でさらに刻みをつけますとたとえは今度の改正案では千円ということになるわけでございますので、千円というのが大体一万円以下の売り上げに対する妥当な手数料であると私も観念いたしております。したがって、先生のお話を承つておきますと、その千円以下のものをも一つ一つくるといふのがむしろ私たちの計算からいきますと考えられるのではないかと思ひます。そうなりますとたとえば千円以下五百円とかそういった刻みをつけること自体が非常に複雑になりますし、千円というのがいれば最低の取り扱いに對する妥当な手数料ということと考えますと、買い受けのなかったものもそれに見合うだけのものを、実はそれは多いわけでございますけれども、それだけの最低補償はいたしたい、こういうふうな決めたわけでございますので、そこでさらに技術的に各段階を設けるといふのは、私なかなか困難なことではなからうかというふうな感じがいたしております。

○阿部(未)委員 くだいようですけれども、私は千円が今日決して妥当であるとは思ひません。切手の売りさばき所を委託をして施設を持たして、やはり人が留守にならないように配置をしておかなければならないとすれば、仮に買い受けのあるなしにかかわらず、最低、設備を持つてもらつておる、施設を持つてもらつておるといふだけで、私は千円なんというのは非常に安いものだと思ひますが、実はいままでの規定では、それでさえ買い受けがなければ一銭も差し上げないといふふうな無謀な規定になっておつたわけなんです。そこで、それを買い受けがなくても差し上げるといふこと、それは私は非常にいいことだと思つて主張してきたところですが、さて、そうなつてくると、仮に最低、施設を持つておれば、買い受けが全然なからうとも千円は差し上げますよ、それから上一万円までの間売り上げがあれば、それは千分の十ずつの加算をしてあげる。早く申し上げれば、はがきを九千円あるいは一万円までお売りになつたところも全然売らなかつたところもこれまた同じといふのはここに矛盾があるような気がして、それで一万円を超えれば全部それは見合つた手数料が出るわけでしょう。一万円までが出ないわけなんです。均等額になつていくわけですから、したがって最低といふのを一万円にお置きになるからという理論になるのであつて、最低といふのは買い受けのなかったところに線を引くわけです。買い受けのなかったところに線を引いて、これが最低補償であつて、それから上は売り上げた枚数に応じて、わずかではありましようけれども、やはり百枚売つた人には百枚に対する分、五百枚売つた人には五百枚に対する手数料を差し上げる方が妥当であるし、その計算はきわめて簡単なんです。その計算は簡単ですが、そうなりますと、問題は一万円から上はね返つてくるおそれがあります。そこがこわいから、おたくの方では一万円で切つたんだと私思うのですけれども、そうすると、今度はお売りになつた方は非常に不合理な感じを受けるだらうと思ひます。

一枚も売らぬところも千円、九千円も売つたのもやはり千円かという不合理が出てくるのではないかと。そうすれば、たとえばいまの千円を八百円に下げたとしても、最低補償の線を売り上げのなかつたところの下げて八百円に下げたとしても、その間のバランスはとるべきではないか、その方がより正しい体系ではないかという気がするのですが、いま直ちに私そのことを強く主張しませんが、そういう点についてどうお考えになるかだけ聞かしておいてください。

○廣瀬政府委員 なかなかむずかしい問題だと思ひます。たとえば各段階をながめてみましても、その段階の中ではそれぞれ取り扱ひの数量によりまして変わつてくるわけでございますけれども、これを一々取り扱ひ物数で刻みをつけるということが非常にむずかしいものだから、全体としてある程度大まかに申しますか、そういういた基準でやつていかなければならないかと思ひます。確かに先生の申すように、取り扱ひなかつたところも取り扱つたところも全く同じといふのがいいか悪いか、その辺には非常に問題があるかと思ひます。最低補償を、たとえば売り上げのなかつたところは売り上げのあるところよりも低くするといふような考え方は確かにあるかと思ひます。ただ、技術的に私どもそのようなものを一括して、店舗が開かれておるといふことに重点を置きまして、たとえば買い受けがなくても店舗があるといふこと、それは一万円以下の場合とほとんど同じような性格のものではないか、こういうような考え方から立つておるのでございまして、技術的にいろいろ問題あるかと思ひますけれども、また先生のおっしゃる意味も十分私わかつてございまして、さしむきはそのような考え方から進めてまいりたいというふうに考えております。

○阿部(未)委員 ランクを設けて一万から五万までは二千元とか、五万から十万までは三千元とか、そういう決め方があるのなら一万円まではこれと、私はそういう決め方いいと思ひます。

す。一万円を超えたら一万円までが千円、それか
らたとえ二万円を超えても、今度は千分の九です
かを加算するわけでしょう。そういう考え方から
いくと、売り上げ金額によって通減方式をとつて
おこなうことは、これはわかりません。しかし、それは
あくまでも実際に売り上げた金額に対する手数料
が一万円以上は全部出ているわけですね。一万円
以下だけはそれはないわけですから、これは不合
理だ。そうするならば、私が申し上げたように最
低保障というものは、設備を持つておる、店舗を持
つておるということによって最低保障を決めて、
それから、たとえはがき一枚売つてもその一枚に
対する千分の十なら千分の十を加算していく、そ
の方がシステムとして正しいし、それはそれほど
むずかしいことではありません。買ひ受けのとき
に計算していくわけですからきわめて簡単な作業
でできるはずでございます。

問題は、最低千円を上げたい、それと千円を最
低にして一万円までに手数料をつけていくと、一
万円以上がふくらんでくるおそれがあるから、そ
れで恐らく予算上かなり厳しいということ、私
は一万円に線を引いたのではないかと気がす
るわけですが、その考えがわからないわけではあ
りませんけれども、理論としては、最低保障とい
うのは店舗を持つておる、それだけで最低保障を
すべきであつて、それから先は五枚売つた人には
五枚売つたように、十枚売つていただいた分には
十枚分に対する手数料を算定していく。そのため
に予算上無理であるならば、千円を七百元におろ
しても、やはりそういう体系をとる方が正しいよ
うに思いますので、これは検討課題として預けて
おきます。何しろやかましいからこれで質問を終
わります。

○伊藤委員長 土橋一吉君。

○土橋委員 私は日本共産党を代表いたしまし
て、このたび議題となつております郵便貯金法の
一部改正をする法律案並びに郵便切手類売さばき
所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正
する法律案について質問をしたいと思ひますが、

その前にわれわれ共産党は、今次七十八臨時国会
はロッキード疑獄の真相を徹底的に解明すること
が国民の大ぜいの皆さんの期待でもあるし、また
これをやらなければならないと考へております。不
幸にして三木内閣は逐次後退をいたしまして、現
在灰色高官名についてまだその氏名を責任を持
つて発表してありません。

もう一つ問題は、国民生活をいかに防衛する
かということが今次国会においてはきわめて重要
な課題であると思われる考へております。それ
は、御承知のように七十七国会から今日まで独占
価格が異常に上がつております。また本国会にお
きまして、御承知の国鉄運賃が五〇%以上の大
幅な値上げ、また電報電話料金などにおいては二
倍から三倍、あるいは電話の架設料等についても
五万から八万というようになつてない大幅な値上
げをいたしております。このことは現在の国民生
活が異常な不況とまたインフレの挾撃を受けてお
りますので、私たちはこういう観点から、特に台
風十七号あるいは冷害等によつて国民が非常に生
活上の困難を感じておりますので、どうしても国
民生活を防衛をするということはわが党の基本政
策であるばかりか、国民が心から願つておるとこ
ろであります。この基本的な観点から私は質問を
展開していきたいと思ひのであります。

そこで、郵便会館設置の問題にからみまして、
すでに郵政大臣もよく御承知だと存じますが、郵
便貯金法という法律は、この法律の目的としてま
して、「この法律は、郵便貯金を簡易で確実な貯蓄
の手段としてあまねく公平に利用させることによ
つて、国民の経済生活の安定を図り、その福祉を
増進することを目的とする。」というふうな明確に
書いておるわけですから、ここで「簡易で確実な貯蓄
の手段としてあまねく」これが利用されるわけだ
す。そうして「国民の経済生活の安定を図り、そ
の福祉を増進すること」を目的とする。同時に十二
条の規定によりまして、第二項でははっきり
と、「郵便貯金が簡易で確実な少額貯蓄の手段と
してその経済生活の安定と福祉の増進のためにあ

る。何か考へはないか」という御意見もございま
す。

まねく国民大衆の利用に供される制度であること
に留意し、「云々」というふうに規定しているわけ
です。そうしますと、いま申し上げましたように、
非常に国民が台風や冷害で困つております。しか
も物価はどんどん上がつてくるというところにな
つてまいります。この郵便貯金法の第一条の目的
は保障されてはいないんじゃないか、つまり物価
はどんどん上がつてくる、それに比して、現在の
郵便貯金の金利では、目減りこそすれ、何ら確実
な貯蓄の手段としてなつてはいないんじゃない
か、また、国民生活の安定を図つてはいないん
じやないか。つまり郵便貯金をすればそれだけ貯
金の目減りが多くなつてきて、いわゆる国民の所得
がますます苦しくなつてくる。物価についてい
けない。こういう貯金の目減りに対して、郵政大臣
は、どういふ措置を講じて貯金の目減りを防ぐの
か、また現在までどういふ措置を講じて貯金の目
減りについて国民の生活安定のために、また郵便
貯金法の第一条に規定する「確実な貯蓄の手段と
して」国民にこれを訴へておるのか、こういう点
についてはっきり実は答弁をしていただかない
と、郵便貯金会館がこういうことだけで進んでく
るというところになつてくると、つまり郵便貯金
のいわば普及奨励をする、ところが国民の側から見
るならば、要するに目減りを拡大生産していくと
いうような結果にもなりかねない状態だと私は思
うのです。ですから、この会館設置に当たりまし
て、ここいらの点について、大蔵省も来ておられ
ると思ひますが、大蔵省は、郵政大臣とともに、
一体どうしてこの目減りを防止するのか、どうし
て郵便貯金に対する金利その他の問題について考
へておるのか、明確な答弁をお願いしたいと思ひ
ます。

○福田(篤)国務大臣 物価の上昇は貯蓄の推進に
重大な影響を及ぼすものであります。貯金事業に
とりましては、まず物価の安定を心から願つてお
ることは御承知のとおりでございます。物価が上
昇する中で貯金の目減り措置を講ずるべきであ
る、何か考へはないかという御意見もございま
す。

す。物価上昇による目減りは、郵便貯金のみなら
ずあらゆる金銭債権にも及んでおります。郵便貯
金についてのみ目減りの救済措置を講ずることは
實際上困難かと思はれるわけでありまして。ただ
も、繰り返し申し上げますが、郵便貯金にとりまし
ては、物価の安定が何よりも重大なことに変わりは
ございません。

○土橋委員 大蔵省は、この膨大な国民の悲願で
あるところの、要するに確実な貯蓄、そのことに
よつて御本人の経済的ないわば繁栄というよう
なことに、どういふ措置を考へておるのか。

○石川説明員 お答えいたします。
目減り対策という広範な問題につきましては、
私必ずしもお答えする立場にはございませぬけれ
ども、基本的には物価上昇をできるだけ抑えて安
定した経済成長を保つていくということが何より
も基本であるかと思ひます。

御質問のうち、私の所管いたしております資金
運用部の原資としての郵貯という問題について言
へば、できるだけ郵政特会の採算も考えながら資
金運用部の利回りを向上させながら、同時にその
資金運用部資金を利用してありますいろいろな資
金需要の關係、そのコスト面、負担者、そちらの
方の全体を総合して考えながら、金利体系を考へ
ていくということかと存じております。

○土橋委員 これは委員長も含めまして、ただい
ま福田郵政大臣からの御答弁によりまして、この
問題はしようがないんだ、解決のしようは困難だ
という趣旨の御説明がございました。また、大蔵
省の説明聞くと、いわゆる郵貯によるところの資
金運用部預託金に関する利回りでも十分考慮して
きたい、こういう答弁であります。これでは私は
納得できない。と申しますのは、これだけ貯金の目
減りが、特に郵貯は御承知のように個人のきわめ
て少額ないわばなけなしのお金を貯金をしてお
るわけですから。法人の莫大な市中銀行などと違ひま
して、本當にここにも書いてある、少額貯蓄の手段
として経済生活の安定と福祉の増進のためにや
る、こういうことを言つていながら、その目減り

に対して補償ができないという説明では、これは私は納得できないと思うのです。

御承知のように、口座数を二億も持つておる郵便貯金であつて、しかもそれが目減りすることはわかつていながらこの対策を講じられないということは、これは現在の三木内閣、自由民主党・三木内閣の根本的な欠陥ではないかと思うのです。つまり、少額な貯蓄をしておる個人の財産を、ほとんど目減りによつて減らすようなことをやつておつて、その基本的なものを補償できない。これを対処できないということだけでは、委員長私は済まされたいと思うのです。そんなことで国会が何のために審議しておるのか、何のために国民の生活を防衛するとか、観点から、われわれはこれを強調しておるか、全く意味ない答弁だといふふうに思うのです。ですから、私は郵政大臣、大蔵当局は責任を持つて目減りを防ぐ対策についてどう考えておるのか。また今日は、仮にきょう、あすはできないにしても、どういふふうにして貯金の目減りをしないように講ずる措置を考えておるのか、これを私は承りたいと思うのです。

しかも今日まで、御承知のようにこの問題は前々国会、前国会にも私は言及をしたところでありますが、これを黙つてはつたらしくておくと、二億の国民の貯金の口座に対して相済まないわけですよ。ましてや通信委員会は、この問題について取り上げもしなかつたし、適当な答弁で事終われりということであつたら、私たち国会議員は何のかんばあつてかこの委員会に臨んで、この基本的な問題を解決しなかつたという汚名を後世にさらすと言わなければならぬと思うのであります。大臣の明確な答弁と大蔵当局の明確な答弁をお願いいたします。

○福田(篤)国務大臣 先ほどお答えしましたとおり、郵便貯金のみ何か救済処置を講ぜられるという問題になりますと、これはあらゆる金銭債権に及ぶ問題でございますので、郵便貯金のみを救済ということとは、いまのところ実現はむずかしからうと考えます。

○石川説明員 目減り救済措置につきまして具体的な措置は、ただいまのところ考えておりません。ただ、繰り返し御答弁申し上げますように、基本的には物価を安定することが最大の対策であるかと考えております。

○土橋委員 いま郵政大臣と大蔵当局の御答弁でもわかりますように、基本的な政策を持つていない。基本的には郵便貯金は特殊な少額な、簡易な貯蓄方法であつて、この問題だけを取り上げるわけにいかぬ、こういう大臣の御答弁のようでございますが、私はこの問題が大切だと思うのです。福祉元年であるとかあるいはまた福祉政策については、御承知のように高度経済成長政策を転換をして国民生活の安定を図るということ三木さんはずっとおっしゃつてきておるわけです。その三木内閣のもとにおいてこれすらもできない。しかもこれは特別な問題であつて、これだけにかかわるわけにいかぬというふうな説明ならば、三木内閣の基本的な政策をみずから覆すような、みずからこれを批判をするような御答弁であると言わなければいけません。私は、この問題は福田郵政大臣の英明な英断をもつてやはり措置をすべきだと思うのです。

したがつて、少額な貯蓄をしておられるそういう関係の金融公庫であるとかあるいは農協であるとか、あるいは市中の小銀行などに対してしましても、同様の措置をやはり政府が考えることは必要であつて、いま大蔵当局の答弁、物価の安定が必要だ。その物価をつり上げておるの一体だれであるのか。公共性を持った料金をどんどんつり上げておいて、独占物価を野放しにしておいてこういう事態が起こつたその責任は、やはり私は政府にあると思うのです。したがつて政府がこの問題について善処をしない限りは、一貯金局分野において、一企業の金融形態の中においてとても善処できない問題であります。ですから、私はこの問題について福田郵政大臣の今後の確固たる見通しについて一度御答弁を求めなければ、この問題の決着はつかないと思つております。

○福田(篤)国務大臣 從來零細な大衆の預金である郵便貯金、いかに預金者利益を守るかということに努力しておることは、御承知のとおりでございます。たとえは利率の問題につきましても、大蔵省や日銀が決めた利率については引き下げることに對してはわれわれは同調いたしません。この一事をもちましていろいろと配慮をいたしておりますが、御指摘の目減りの点につきましては、なかなか実現はむずかしいのではないかと検討はもちろんだ大蔵省とさしていただきますが、いまのところ私の見通しとしてはなかなか困難であるといふことは申し上げられると思ひます。

○土橋委員 それでは大蔵省にお尋ねいたしますが、いままでわかつておることは、四十八年から五十年十一月まで逆ざやであつたと言われておるわけですよ。その定額預金に関する、特に一年から一年半の定額預金についてはあなたの方の預託金利が非常に低いために、郵政省は定額貯金をどんどん募集すればするだけ自腹を切つてしまふ、こういうことになつておつたと言われておりますが、それが改正されたというのを聞いておりますけれども、いづつどういう利率で改正をしておるか、ちよつと簡単に答えていただきたい。

○石川説明員 昨年の全面的な金利改定の際に、郵便貯金金利につきましては、全体として去年の十一月四日に一引き下げられております。それから、それに関連いたしまして資金運用部の預託金利、これは同じ五十年の十二月一日に八%から七・五%に〇・五%下げられております。

御指摘のような問題がそれまではございましたが、そこで、〇・五%の引き下げを設けることによりまして、郵貯特会の収支問題に寄与したと考へております。

○土橋委員 そうしますと、この資金運用部資金法の第四条の規定によるんですが、これによりまして、一年以上三年未満のものが年四分五厘となつておるわけですね。実際は郵便貯金は、定額貯金においては何ぼこの金利を払つておつたのか、改正前には何ぼ金利を払つておつたのか。これを

見ると、四分五厘しか利を払っていない、つまり資金運用部預託金の利率はこういうことになつてゐる。

○石川説明員 資金運用部資金法の第四条第三項にございませう金利は、運用部が預かる資金でございます。つまり一般の国民から郵貯特会が預かりました金をまゝとして、郵貯特会が運用部に預託する金でございます。その場合には、私も、その一番最後の約定期間七年以上のものがございますが、七年以上の長期の預託金としてお預かりさせていただきます。そしてこの長期の預託金につきましては、この本則では年六分となつておりますけれども、附則でプラスアルファの特利をつけなさいといふことの仕組みになつておりました。そのプラスアルファの金利を御相談しながら増減することによりまして金融政策の変動に応じていくということでございます。それまではプラスアルファの特利が年二分でございます。したがつて、法律の本則にございませう六分と二分を足しまして八分の金利をお支払いしておつたわけでございます。去年の改定の結果、それを特利の方を一分五厘に下げまして、七・五%に改正したわけでございます。

○土橋委員 そうすると、郵政省にお尋ねをしますが、この会館を設置するやうなこういう余裕と言いましようか、余剰と言いましようか、現在こういうものが生まれるまでは、つまりあなたの方の説明によると、定額預金は全体郵貯の中に八〇%以上占めておる比率になつておるわけですよ。その八〇%の比率を占めておるものが、いまお話をあつたように逆ざやといふことで大変な損害が生じておるわけだ。その損害の補償をしておいて一も会館を建てたのですか。そこらの点を簡単に答弁してください。

○神山政府委員 まず郵貯特会の収支状況について申し上げますが、この四十八年度以降預託利率と郵便貯金の利率との関係から収支状況が赤字に転化したといふことは先生御指摘のとおりでござ

います。四十九年度決算では、六百二十一億、五

十年年度決算では九百四十六億の当年度の欠損でございまして、その後五十一年度の予定でも相当の損失が見込まれるという状態でございます。それで、先ほど大蔵省の方からのお話もありましたように、五十年十一月の預貯金金利の引き下げの際、定額貯金は一%の利率の引き下げをやったわけでございますが、預託利率の方は〇・五%の引き下げということにとどめた結果、そこに〇・五%の利ざやというものが生ずるというふうになります。その結果、郵貯特会の収支というものは逐次改善されていくというふうになります。これは資金運用部に預託する資金は七年でございまして、その預託したときの預託利率が適用されるわけでございます。それから、それ以後に預入するものは皆七・五%、変動がない限りこれが適用されますので、だんだんとときがたつにつれて赤字の幅というものは少なくなり、やがては消えていくということになるか、こういうふうに見通しを持っております。

〇土橋委員 そうしますと、この二年半以上におたる逆さやの問題については大蔵省から何ら補償されなかったのですか。だんだん〇・五%のいわゆる手数料といいますが、その伸びによって逐次解消していった、また解消する、こういうことで理解してよろしいんですか。

〇神山政府委員 この末に生じた欠損金については借入金で賄っておりますが、これはやがて消えていくという見通ししております。

〇土橋委員 借入金で賄ったと言われたが、大蔵省はこういう問題について黙ってほったらかして見ておったわけですか。逆さやが生じて郵政省は困ってしまった。特に年数が長いものについてはたしか八分ぐらいまで利を払っておったわけですが、そういうことを知っていたがら大蔵省は預託金利を上げようとしてこなかったということなんでしょうか。そこら辺はどうなんでしょう。そういうことをなれ合ってもらっちゃ困るわけでは

よ。

〇神山政府委員 先ほどの答弁にちよつと誤りがございまして、昭和五十一年度はまだ、当年度は赤字でございましたが、累積の積立金がございまして、それを相殺しますと、まだ百六十億程度の黒字でございました。五十一年度から、本年度から本当の赤字が出てくるということでございまして、これは、先ほど申し上げたように数年のうちに解消するという見通しが、昨年の十二月一日以降の預託利率と定額貯金の利率の差ができたことによつてこの見通しがつくことになった、こういうことでございます。

〇土橋委員 こういう問題についてはやはり明確にしておきませんと、これが金権政治のもととなつたり、腐敗、汚職の一つの根になるわけですか。先ほど当初申し上げたわれわれの基本的な方針からいっても、安心をして貯蓄ができるような体制をまず事務面において、また大蔵省との関係における預託利率の問題等はつきりさせていかなければ、そういう点があいまいになつてくると非常にまずいということを私は指摘をしておるところであります。

さて、具体的にこの郵便貯金法の一部改正をする大臣の趣旨説明を見ますと「これらの郵便貯金の周知宣伝の施設を、広く国民の利用に供し、効率的な運営を図り、もつて郵便貯金の普及に資するため」郵便貯金法の一部改正をするんだ、こういう趣旨の説明が行われております。私が今日までの状況を見ますと、大体郵政局所在地に貯金会館をつくつておられます。これはこれなり

に、私はその理由とそのつくる意味といましようか、こういうことはよくわかつておりますのでとやかくは申しません。それからまた、今後四つの貯金会館を建設するというところで、福岡、横浜、新潟、岡山の建設にもそれなりのちゃんとした理由もあるし、私は非常に結構だと思っております。しかし、この基準を決定するのは一体だれが決定するのか。恐らく郵政大臣などの、あるいは郵政審議会などの諮問によつてそういうことが指示されると思ひますが、どこで一体こういうことを決定されるのですか。

〇神山政府委員 御指摘のように郵便貯金会館、現在郵便貯金の周知宣伝をする施設ということでは全国十一カ所に設置してございまして、現在四カ所建設をしようというところで手続を進めております。この設置の決定はこれは郵政大臣でございまして。

〇土橋委員 そうすると郵政大臣はだれの助言や諮問を経てこれを決定するのですか。

〇神山政府委員 これは周知宣伝施設ということでございます。基本的には周知宣伝の効果の一番高い地域にする、そういうところから手をつけていく。

それともう一つは、その地域の郵便貯金の仕事を認めている郵政局との連絡ということも非常に重要な要素でございまして、郵政局の所在地、それがまた大都市でもあったというところで当初そういうところに設置してまいりました。現在十一は、郵政局所在地、それからもう一つは沖繩でございまして、これで十一カ所となっております。

今後の考え方でございますが、やはり各地方の文化、経済の中心地とか利用者の多いところ、したがって宣伝効果の高いところ、多くの人々に利用していただきやすいところというところが、そこに設置するといふようなことはいくのが妥当かと思ひますが、今後のことについてはまた先ほどいろいろの御指摘があつた運営上の問題もございまして、そういうこともかみ合せて慎重に検討してまいりたい、こういうふうに見えております。

ではなからうかというふうに私は考えています。次は、最近たとえば埼玉県あるいは千葉県あるいは私どもの東京の三多摩地方あるいは大阪府のたとはは泉州であるとか河内の中心方面は非常に人口がふえておるわけですね。同時に、たとえば静岡とか岐阜とか人口のほとんど増加している地域、たとえば最近では埼玉県などはもう四百何十万という人口を抱えて大勢の人が郵便貯金に関係をしておられると思う。千葉県の場合もそうだと思うのです。したがって、そういう大都市及び大都市圏の人口の集中したところ、それともう一つは北海道のような非常に広大な地域で、札幌に一つあつたつて、その恩恵を受ける人は札幌近所であつて、帯広の人とか旭川の人とか来るといふわけにはいかない、稚内の人が来るといふわけにはいかない、やはりこういう地域も勘案をして適切な設置をすべきである、こう私は思うのであります。ここに福岡、横浜が出ておるものでよく気が持ちはわかるのですけれども、いま申し上げたように、六大都市とか八大都市と言われるところでもまだ貯金会館もない、あるいは河内、泉州の方はもう人口がほとんどふえておると思うのです。三多摩もそうです。こういう点をやはり適切に見ると同時に、北海道のような地域、ここでもやはり貯金をしてもらう必要があるのです、そういう点を勘案すべきだと思ひますが、いかがでしょう。

〇神山政府委員 おつしやるとおりいろいろの考え方があるかと思ひます。それで、私の方としてもそういう人口の非常に多いところ、そういうところについて今後いろいろ検討を加えなければいかぬと思ひます。先ほど御指摘がありました、赤字のところというふうな問題もありまして、そういう点の経営上の問題等にもらみ合せて、今後の状況をよく見た上で設置場所を検討していきたい、こういうふうに見えております。

〇土橋委員 そのほかに、この振興会というのは今度の郵便貯金法の規定によつて特別な法人として処置をされると思うのです。私は、民法上の

法人だからといって、あるいはこの法律の中に組み込んで特別の法人としたからといって、その実態にはそう変わりはないと思う。ただ問題になることは、ここに書いておられるように「郵便貯金に関する調査、研究及び出版物の刊行」、この調査をする事項、研究をする事項は、率直に言って郵政省の仕事ではないですか。出版物を出すというのとだけだったらこれは振興会の仕事としても適切かと思うが、郵便貯金を、どういふふうになつてどういふ計画でどう進めていくか、現況はどういふ状況にあるかというのを調べるのに、何でこんな委託法人などにそんな権限を委任をするのか。郵政省は自分で職務放棄をするのか。どういふわけでこんなことをしているのですか。

○神山政府委員 国民の経済生活における貯蓄の役割りとか、あるいは特に庶民の貯蓄といわれる郵便貯金の果たすべき役割りというものは非常に大きいとわれわれは考えておりました。郵政省といたしまして、先生がおっしゃいますように必ずから郵便貯金の普及に努めるといふことは当然必要なことであると考えておりました。省みずから調査、研究をするという努力は積極的に行つてまいつております。今後ともその気持ちで先生のおっしゃるような努力はいたしてまいりたいと考えております。

ただ、この法律に基づいて設立される振興会が従来の財団法人が行つてきた仕事をそのまま引き継ぐというふうな形になつております。そして、この法人も民間人の自由な立場でやはり調査、研究を行つて郵便貯金の普及に寄与するということを期待しているわけでありまして、省みずから行う周知宣伝についての努力を怠るというつもりはいささかもわれわれ持つておりませんので、御了承を願います。

○土橋委員 私は、端的に言ひまして郵政省が責任を持つて調査、研究はやるべきことであつて、ここは大家サービス機関じゃありませんか。しかもこういふことを規定しておりますと、この内容が水増しになつてしまつて、ぬるま湯になつて

しまつて、郵政大臣がどこを監督しなされるかという問題がぼやけてしまつておられる。したがつて、調査、研究なんて重要な事項を委託をやつておられる。この団体に全部任せつてしまつて、貯金局はお手上げみたいなことになつてしまつて困るじゃありませんか。したがつて、これはいわば庶民へのサービス、普及宣伝というところと、調査、研究という問題をびしつと区別をして、出版物なら出版物で、たとえばこの地域は年間何ほ出版物を出すとか、その出版物の基準はこういふふうなものであるとか、リーフレットを出すとか、パンフを出すとか、新聞を出すとか、こういう点をきちつとしておかないと非常にまずいといふ私のお考えです。こういう点は恐らく内規でいろいろ決めておられると思いますが、そういう点は聞きませんけれども、将来、嚴重に郵政大臣もこれを見せんと——と言ふのはなぜかというところ、現在の五名とか六名の幹部の方々を見ますと、これは全部郵政省の出身の方です。名前を言つては申しわけない、けれども、全部郵政省です。そのうなつてくると、郵政省の天下り、郵政省の職員

の定年が過ぎた者のいわゆる扶持を与える場所のようになつてくると、郵政省の天下り、郵政省の職員であります。したがつて、この運営そのものも、いわば土族の商法のようなことをやりかねないといつてもいいと思つておられます。そういうところ

にこんな大事な仕事を任したりなんかしてはならないといふことと、天下り官僚ではなしに、やはりそういうことについては実際によく研究された方々が人材として選ばれるようにしたいと思つておられる。それでありませんか。結局、郵政省の外郭団体というものは、ほとんど郵政省の定年を過ぎた、功勞のある方でありまふけれども、そういう方々がほとんど広くおられる。最近の天下り人事についてもとかくこのわきが言われ、しかも国有財産がこれに委託をされるわけですよ。本人たちは素手に入つてくるわけですよ。寄付行為で一定の——自分で拠出も何もしてない。ただ任命されて素手に入つていって、それで

何とかの方式で月給をたくさんいただくとか、役職がつくとか、社会的地位が上がる、こんなことをやつていたんじゃないやうが、私は思ふのです。この点、郵政大臣どう思ひでございませうか。

○神山政府委員 先ほどの周知宣伝の件でございしますが、振興会は、今度の改正の貯金法の中にもございませうに、毎事業年度、予算、事業計画、資金計画をつくつて郵政大臣の認可を受けなければならぬ。その他郵政大臣の監督権限も非常に明確に規定されておまして、先ほどのような御懸念のないようにいたしていきたいと思ひております。

それから、振興会の役員、確かに郵政省の職員であつた者がなつております。しかし、一般の幹部職員につきましては広く人材を登用するという方針で現在の振興会もやつてまいつております。今度の新しい法人におきまして、そういう方針で広く人材を登用いたしまして、全体としては天下りのための法人と言えないといふやうな形になつておられると思ひております。

○土橋委員 御自分からそうおっしゃつて、天下りの法人とはならないといふやうに自分で勝手にそういう主観的な説明をしたつてだめですよ。この幹部の方はほとんど郵政省じゃないですか。郵政省以外の方はどの人がいるのですか。五十二年四月にあつたの出した資料で郵政省以外の方はどの人ですか。

○神山政府委員 郵政振興会の業務は、先ほどから申し上げましたように、郵便貯金の普及に寄与するといふことで、郵便貯金と密接な関係のある業務をやつておられる。その円滑な運営を期するために、やはり郵便貯金事業について深い理解と豊かな知識を持つていような人々になつていただくといふことが適切でなからうかと私も考へておられます。ただ、会館の運営とかいふことになりまふと、会館のサービス業務に非常に経験と手腕のある人を選ぶ必要があるかと思ひまして、そういう点については、そういう方々

を広く民間から登用したい、こういうふうな考へております。

○土橋委員 いま神山さんは人をだますやうな答弁をしておられますけれども、ここに挙つておられる最初の一番えらい方は電波監理局長でした。電波関係出身の方ですよ。電波と郵便貯金とはどんな関係があるのですか。あるいは一番最後から二番目の方だつて、御承知のように九州の郵政局長さんですよ。貯金と何の関係があるのですか。それは管内の郵便局で貯金業務をやつておつたかもしからぬ。あるいは真ん中の方だつてそうですよ。名前を言つちや悪いから、真ん中の人ですよ。この人は何をしておつたのか。みんな私はわかつておりますよ。そういうごまかしを言つちやいかぬです。それは郵政省におるのだから貯金業務はわかるでしようけれども、そういう何か国会の場を人をだます場にするやうな、そういう答弁じやいけません。やはり誠実な答弁をしなければならぬと思ふのであります。私は、そういう観点で、天下り人事はやるべきじゃない。そして広く人材を求めて、やはり郵政大臣が、この人ならば世間のそういう評価、そういうものも大体適切だ、この人ならばこの貯金会館の、貯金の普及についても貢献するだろうといふやうな人材を選ばなければ、電波監理局長をしておつた者が行つちやつて、それで貯金業務に明るうございませうな人をだましたつて、だめですよ。そういうのを言う答弁は、やるべきじゃないと思ふのです。

私は、もう時間の催促が来つておりますので、本日はまだこんなたくさんあるのだけれども、加藤先生の顔を立てまして、あと一問で終わらしていただきますと思ひます。

次は売りさばき所の要するに手数料の問題の内容であります。現在、私もいいたいておる資料によりまふと、一万円以下の売りさばきをしてくださる方々が、全体の三三%、三万六千五百五十九軒あると言われておるわけですよ。これは四十九年度の調査です。一万円以上五万円以下が一万五千六百十二で一四%を占めております。五万

法的に整備するというだけでなく、内容も私どもこの趣旨に沿ってりっぱなものにしていきたい。そして郵便貯金についてお客様方あるいは国民の方々の御理解をより一層深めていけるような真にりっぱなものにしていきたい。こういうふうを考えております。

○田中(昭)委員　先ほどからのお話を聞いておりまして、ここですういうふうに言われましてもまだ本筋が二つ三つ残っていますので、もう一つ

感じを私は受けませんが、その辺郵政大臣、特に大臣として何かお考えございませんようか。

○福田(黨)國務大臣　御存じのように、従来は民法によつた法的基礎でございましたが、今度は郵便貯金法の規定に基づいて法の整備をいたしたた

けでございまして、それなりに今後の指導なり
あるいは監督について十分配慮をいたしたいと考
えておるわけでございます。

○田中(昭)委員 次に、大臣のお時間の都合もある
ということでありますから問題に入っていきま
すが、まず、大臣を初め政務次官または当局の方

も、現在の郵政行政の中でいろんな問題が起こっております。特に郵便貯金というものは零細な庶民の貯金であるというようない実態を私たちも聞いておるわけですが、先ほどの土橋委員の質問の中の貯金の目減りというようない問題、これはやはり大きな問題であろうというように思います。

そういう問題でも、政府の方針というものが国民の本当にささやかな願いをかえつて踏みにじっているような感じもしないのではないかとあります。

そこで、郵便貯金につきまして、最近マスコミ等でも報道されておる大きな問題があると思ひます。

るん御検討なさったと思いますけれども、どういふふうに御理解いただいておるのか、御答弁いただけますか。

○神山政府委員　先生御指摘の最近の新聞紙上等での借金に關しての報道でございますが、郵便

金の預入限度額をオーバーしたものが郵便貯金

あるのではないかと、そういう記事かと存じます。

○田中(昭)委員 貴重な時間ですから私の質問に素直に答えてもらわなければいけない。貯金局長が心配していることはわかりますけれども、私は大臣にお聞きしたのです。大臣は全般的なあれで詳しくはないと思いますが、いま順序を間違えられましたが、今度は政務次官から大臣とそれぞれ御答弁ください。

○左藤政府委員 お尋ねの件は、やはり郵便貯金の口座の問題についてもう少し名寄せをすべきではないだろうか、こういうふうな問題ではないかというように私は理解しております。

○福田(篤)国務大臣 新聞紙上で取り上げておる最近の問題では、恐らく郵便貯金を利用しての脱税の問題ではないかと思いますが、私もこの点について非常に憂慮をし、またそういうことのないように願っております。

○田中(昭)委員 いま貯金局長さんからは、郵便貯金の預入限度額というものが決まっております、こういう問題だ、こういうふうな御答弁いただきました。政務次官からは口座が大変多い、名寄せをするのだという御答弁をいただきました。大臣は一番率直に、貯金が脱税の云々、こういうお話、私はこの問題に入りまして、時間が本場に十分や二十分じゃ終わります。私は、通信委員会の委員として、郵便貯金が零細な預金者を保護するという立場から議論するならば、こういう時間ではできません。

ですからしよまして、まず、いま大臣から言っていたいただきました脱税という問題がございませうけれども、きょうは大蔵省も来ておられると思いますが、まず脱税ということは税法上どういふことなのか。また、いまマスコミ等で報道されておる郵便貯金の脱税ということについて、それぞれ局から御答弁いただきたい。私のところは関係ないというふうなことは言わないようにしてください。大蔵省だから、貯金じゃなくて預貯金という関係の立場から、それぞれ御答弁いただきました。

い。

○矢澤説明員 お答え申し上げます。担当は主税局でございますので、いま主税局の問題になっておりますのは利子配当課税の適正化の問題でございます。それでその際に、従来からそういう経緯はあったのでございしますが、たとえば利子の源泉分離選択税率を引き上げるといふような交渉を私どもがいたしました、今度は民間の金融機関の方から、たとえば郵便貯金の方は名寄せが十分に行われておるのかどうかというふうな御指摘がございまして、私も長期的な問題であるいは中期的な問題として、利子配当課税の適正化を図らなければいかぬと考えておるわけでございますが、その際に、ただいまの郵便貯金の限度超過の問題あるいは匿名貯金の問題が関係者から指摘されておるのが実情でございます。(大蔵省から流したんじゃないか)と呼ぶ者あり)

○北村説明員 郵便貯金の問題につきましては、納税者の所得調査に關しまして、郵便貯金を調査する必要があるといったような事態が生じた場合には、必要に応じて郵政官署に対し、税務調査を実施しているということでございます。

○宮本説明員 郵便貯金の問題につきましては、私も民間金融機関を監督いたしております立場から申し上げまして、やはりイコールフッティングになっておくべきではないかというふうな見地から、いろいろと税制当局に御要望は申し上げておる次第でございます。

○田中(昭)委員 大蔵省もそういう答弁をするだろうと思つて、いま他の委員からも出ておると思いますが、この報道はどうも大蔵省側から出ておるというふうなことです。私はそれをただしたい、こういうつもりだったのでありますが、いまの事務当局の話では、そういうことを知っておりながらそのことにも触れないし、それから私が質問したことにも全然答へになっておりません。

まず主税局は、私は脱税というのはどういうことなんだと聞いたのです。それに対して利子課税が云々とか、何を言っておるのですか。あなたたちが大蔵省で一生懸命で仕事をやっておることに

ついては、私も大蔵省におりました者として尊敬はしております。仕事をやっておられることは知っております。ところが大蔵省は、こういう税務調査というふうなことにしては、いままで国会の中でも、何か聞くときや守秘義務が何だかんだと言つて、税務調査の一つも明らかにしない。そして不公平税制は野放しになっておる。この予算委員会でした去年でしたか、一銘柄十

万円の株の配当、千銘柄とすれば一億円配当収入があつても申告は要らないじゃないか。そしてその配当は、元本を借金しておればその利子は引いてくれるのだから、源泉で納めた税金は返すのじゃないか。金持ちだけしかできないような収入に

は一億円あつても申告させないで、申告させないどころか、合法的な節税を行えば、漏徴収した税金も全部返す——全部返すと言ふと語弊があるかもしれないが、そういう問題は野放しにして

おつてさらにロッキード事件も関係ないじゃないか。それでは、いまの税制の問題については主税局から答えてもらうが、国税庁は調査をやっておると言うけれども、いままでやっておることはあ

りませんことであつて、それが何でそんな急に新聞記事になったりするのです。いままで郵便貯金についても調査をやっておるんでしよう。やつておることをそのまま答弁しておる、そういうこと

で大蔵省が考えておるとするならば、何でもございまいまごろになつてこの問題がマスコミに報道されなければならぬのか。

銀行局は金融機関に対する監督というの重要な仕事の中に入つておる。その金融機関がこの記事の出所に大いに関係があるというふうなことが考えられる。そしてイコール何とかとおつしやつたが、いまそういうことを答弁なさつたけれども、郵便貯金を目のかたきにして、郵便貯金だけをいじめるといふような銀行の態度については銀行局は何の制裁も加えることができない。それを私はこの前指摘しておるのです。民間金融機関の

方には何か違法をそのまゝ見過ごしておつて、民間の金融機関の元金は、金もつけのために利用されるけれども、郵便貯金はそのようなものではない。私が言うまでもなく、投融資として大きく国の再建に役立つおる貯金なんです。そういうことを考えてもらふならば、失礼ですけども、課長さんでは答弁にならないと思ひますけれども、いま私が指摘したようなことについて、それぞれもう一回まともに答えてもらひたい。

○矢澤説明員 郵便貯金の私どもの税制上の取り扱いを申し上げたいと思ひますが、ただいま郵便貯金法で定められております預入限度の三百万円まで非課税という取り扱いでございます。私もいたしまして、これは零細な国民の貯蓄を

預かりしておるものでございまして、現行三百万円の預入限度を前提とする限りは、そのような配慮は当然加へらるべきであらうと考えております。(田中(昭)委員「脱税はどうなんだ」と呼ぶ)脱税の問題につきましては、これは実は執行

面の問題でございますので、国税庁から答弁していただきたいと思います。(田中(昭)委員「税制に關係ない」と呼ぶ)いや、もちろんございませうけれども、執行面の問題でございます。国税庁から答弁していただきたいと思ひます。

○北村説明員 お答えいたします。税の執行に当たりまして不正な申告等がござい

ます場合には、適正な申告に適正な課税決定をするよう鋭意努力しているところでござい

ます。先ほど御質問の郵便貯金に対する税務調査のことについて申し上げますが、従来から税務調査が円滑に行われるよう郵政省との間で話し合ひを行つてきているところでございまして、ことさら新たに生じた問題だとは考えておりません。決して何か郵便貯金をいま特に国税庁の方で取り上げて調査しているといったようなことはござい

せん。○宮本説明員 民間金融機関を通じます仮に脱税というふうな問題につきましてもござい

行われているケース、これは国税庁あたりからも指摘されております。したがって、私どももいたしまして昭和四十二年以降非常に強力な指導をいたしまして、四十二年、四十七年、再度にわたりまして強い指導をいたしまして、特にボスターを店頭に表示させるとかいろいろと強い指導を行っております。また、個別に金融機関検査というものをやっておりますので、個々のケースにつきまして、特に仮空名義預金につきましては重点検査項目といたしまして強力に指導いたしております次第でございます。

○田中(昭)委員 私に質問に答えてないので、さつき主税局の方は実行機関は国税庁だ、こう言ったから、脱税ということはどういうことですか。郵便貯金が脱税の温床というのはどういうことなんだ。あなた、質問に答えなさい。

○北村説明員 お答えいたします。一般に納税者の所得調査におきまして申告が不正になされているということでございます。それが何か郵便貯金が脱税の温床であるとか、そういうことを私も私に申し上げたこともございせん。

○田中(昭)委員 脱税というのはどういふことなんだ。国税庁はどう考えているんだ。

○北村説明員 納税者が適正な申告をしていない、不正な申告をしているということでございます。税法に沿った適正な申告をしていないということでございます。

○田中(昭)委員 違う違う。そういうことだからだめなんだ。それじゃ税務署が調べるのは、税法上適正な申告がなされていないものが全部脱税だということになれば、あなたたちはそういうことで調査しているの。適正な額で申告していないということは、課税漏れもあるし、税務署の手落ちもあるし、間違ひもあるし、それも脱税なの。いろいろ弁解すると思いますが、そういうことを郵便貯金と関連させて言うことが問題だと私は思うのだ。大臣、税務当局なり大蔵省がそういうふうな答弁をいたしますけれども、先ほどからも不規則

発言がずいぶん出ておりますけれども、こういうことを言わせておいて郵政省がだまっておるということではけしからぬです。ちゃんとやらなければいけません。零細な貯金者を保護するわけでしょう。中にはたまには悪用するやつがあるけれども、それでもそれは悪用するやつは悪用するやつでちゃんと調査も協力もやっていいます。郵政省も。何の問題もないのです。いいですか。私はなぜ脱税のことにこだわっているのかといふと、田中金脈問題で田中角榮氏の所得金額の確定したときに、自分の申告よりもまだ漏れておったものがたくさんあったのです。それを調査をしてやると言うけれども、私に言わせれば調査になつていない。それを大平大蔵大臣に昨年の予算委員会でしたか、一つの具体的な例を引いて言いました。そうしたら、いやあ国税当局はエキスパートを選んでやっていますから間違ひありません。それは、そう言つて大蔵大臣が第一線の職員を信頼することは私はいと思ひますけれども、その指摘した途端にまた五百万円ぐらいの税金が漏れておりました。エキスパートを国税局が動員して田中金脈問題の処理に当たつたといつても、本当の税務調査の専門家がればそれは調査になつていないということ、私が言わなくてもみんな知つていふことなんです。そういうのも全部脱税だ。児玉譽士夫以下今度のロッキード事件についても相当ないゆる法を悪用して政治を動かして金をもうけておる、そういうのが本当の脱税なんです。そうでしょう、大臣。その脱税した者でもつかまへえらぬで、つかまへ方いいかげんであつて、郵便貯金云々なんてけしからぬじゃないですか。

(委員長退席、羽田委員長代理着席)

前総理田中角榮がロッキード事件に關して五億円もらつたことははつきりした。検査庁はその使途をわからないと言ふのです。わからないならまるまる所得です。違いますか、国税庁。国税庁はそういうことを調べておられますか。五億円ロッキード関係の金をもらつたことは確実なんです。もら

つたことは、経路がわかつておる。ところが刑事局長の答弁によれば、そのもらつたことの行き先はわからないというのです。わからないければ必要経費で引けますか。五億円まるまる所得ですね。それを脱税の調査をしましたか。それを答えてください。

○北村説明員 直接の所管ではございせんけれども、国税庁といたしましては、税法に従つて適切な課税を行うようすべての問題について努力しているところでございます。

○田中(昭)委員 国税庁が直接の仕事でないならだれの仕事か。さつきからうそを言つちやいかぬというふうなことを言われるけれども、私はもうそれ以上追及しようと思ふけれども、本場に国会の審議は何事ですか。国税庁が脱税を調べるのじゃないのですか。所管官庁じゃないのですか。そういうことから議論しなければならぬのですか。

(羽田委員長代理退席、委員長着席)

あの角榮さんが刑務所から出てきたときに二億円の保釈金を積んだというのでしよう。これが普通の人がだつたらこの二億円という金——庶民はみんなそう思つておる。あんな二億円という保釈金を積んで出す出てきた。あの二億円というのはどうだろうか。そんなことを反面調査すべきなんですか。そうだろうか。その調査はやつていますかと聞いても、何も所管じゃありませんとかなんとかいう答弁。庶民から見れば二億円の保釈金なんかないのは——郵便貯金の三百万の限度額を超えらる超えないか、そういうことはいままでやつておるのです。政務次官が名寄せをやるといふのはそういう意味でしょう。貯金局もオーバーした場合にはちゃんと減額しないと言つて処置をやつておるんでしよう。税務調査を国税庁がやるのは脱税したりそういうもの、これが一庶民だつたら、二億円の保釈金を積んでやつたらすぐ反面調査しますよ。この田中金脈では調査官が犠牲が出ておるんじゃないの。普通は、税務調査で査察なんかあつた場合には、調べられた方が死ぬので

す。そういう実例を私たくさん知つておるんです。ところが金脈問題では調査する方が犠牲になつておる。そういう事実は国民感情からは許されない。それじゃ、調べられたので死んだ人の実例をはつきりさせましょうか、国税庁がそういうことを言つて田中金脈の調査もつぱにできないとか脱税者の調査もできないとするならば、全国のあなたが言うような適正な課税じゃないものを全部脱税だと言つたら、五万人の税務署員が全部で毎日やつても、そういうことはできませんよ。できるならやつてみなさい。

以上、大臣、この問題に關連しまして、いま、ロッキード事件で五億円が田中さんのところに行つたといふんですよ。その使途はわからないといふんだ。もらつたことははつきりしたといふんだ。いまの国税庁の説明によれば、これこそ脱税なんだ、脱税と思うかどうか。それと、二億円の保釈金を積んだ、庶民から見れば、当然こういうのを税務調査すべきなんだ、そのお答えをいただいて終わりたいと思ひます。いかがでしょう。

○福田(篤)國務大臣 ある郵便局長に実は確かめたんですが、この問題、われわれも努力して名義を重複したものとか超過したものには注意を与えたり、いろいろ自発的にいゆる脱税防止に努力しているようであります。したがつて、もしありともと郵便貯金の性質から申しまして、あなたも脱税が大規模にしかも常習的に行われるというふうな印象を与えておることは、まことに私も迷惑に感じておる次第でございます。

○田中(昭)委員 もう時間が来ておまして、ほかの委員の先生に迷惑をかけますが、いまおつしやつたようなことは私の質問にはお答えになつてないんですよ。残念なんです。福田大臣、いつまでもやつてもらへば一番いいんですが、政務次官にも、名寄せと言われたけれども名寄せというのは大事な問題なんです。これはまた時間をいただいて別にやるということにいたしました、きょうはこれで終わりたいと思ひます。

○伊藤委員長 小沢貞孝君。

○小沢(貞)委員 最初にお尋ねしますが、郵便料金値上げ後の物件はどういうように減っているかふえているか、その状況がわかったら御答弁いただきたいと思ひます。

時間の関係で後で答弁してください。

それから、去る六月に郵政審議会に「社会経済の動向に対応する郵便事業のあり方」について諮問をされているのであります。その諮問の内容その他の御答弁をいただきたい、どうもありがとうございました。

○廣瀬政府委員 まず、郵便料金値上げ後の物数の動向について申し上げます。

引き受け郵便物数がなめてまいりますと、本年の一月二十五日に改定後、昨年度におきましては一八%程度の落ち込みがあったわけですが、本年に入りまして徐々に物数の回復を見えておりまして、本年七月までの累計で見ると、これは月によって相当ばらつきがございますが、トータルで一〇%程度になっております。したがって、物数としては、値上げショック以後徐々に回復を見ているというふうに申し上げていいかと存じます。

それから、去る六月、郵便審議会に對しまして諮問をいたしておりますけれども、これは「社会経済の動向に対応する郵便事業のあり方」についてという事でございまして、これは戦後長期にわたります高度成長を続けてまいりましたわが国の経済が今日大きな転換期を迎えておる、こういう社会経済の動きにつきまして、郵便の需要量あるいは利用構造あるいは郵便事業の経営ということに大きな影響があるものと考へられるわけでございますが、こういった郵便事業をめぐる諸情勢を考慮に入れますときに、将来に對しまして的確な見通しに基づいた郵便事業のあるべき姿をこの際改めて問ひ直すべき時期に来ておるということでございますので、たとえばこの際、国民に對するサービスの確保あるいは効率的、近代的な業務運営はいかにあるべきかという諸問題

を全体的に含めまして「社会経済の動向に対応する郵便事業のあり方」についてという事で諮問を受けた次第でございます。郵政審議会はこれを受けまして郵便事業基本問題特別委員会というのを設置いたしまして、そこでたいだいま審議が進められておるところでございます。期間としては約一年間の問題に取り組まれることになっておりますので、恐らく来年の夏ごろには答申がいただけるのではないかと存じております。

○小沢(貞)委員 この売りさばき人は何かむずかしい義務があるわけですか。売りさばきというのは配置する場所、それはポストと何か関連があるのか、ポストの設置した場所でなければ売りさばき所はつくれないのか、売りさばき人の義務や何かはあるのか、その点を……。

○廣瀬政府委員 郵便切手類の売りさばき所は郵便局の補助施設として設けられておることは御承知のとおりでございますが、そういった関係からポストに近接して設置されるということが最も利便でございますので、その原則を守っておる、これが普通でございます。しかしながら、たとえば駅の構内などのように切手類の需要が特に多いというふうな認められる地域につきましては、ポストの設置の有無にかかわらず売りさばき所を設置しているという例もございます。したがって、全体的にはそういったことで一般の利用される方々に不便をおかけしないというふうになっております。

それから売りさばき人に課せられております義務でございますけれども、これは非常に細かいこととで恐縮でございますけれども、郵便料金表を掲示する義務だとかあるいは必要があるときは売りさばき人に對し売りさばき所に設けるべき設備並びに売りさばき所に常備すべき切手類の種類及び数量について指示することができるといふようなことになっております。

具体的に申しますと、たとえば設備につきましては切手類の保管箱だとかあるいはのりを提供するとかそういったことがございます。それから常

備しなければならぬ切手類あるいは印紙の数量等につきましては、売りさばき所のある地況とかあるいは切手類の需要度等を勘案いたしまして、受け持ち郵便局長が定めることになっております。それからなお、郵政大臣は売りさばき人に守ることを要する準則というものを決めておられますが、これは売りさばき上の心得などにつきまして定めたものでございます。

○小沢(貞)委員 今度の手数料の引き上げ約二〇%と聞いているんだが、過去のアップの状況は、人件費、物価のアップに比例して過去も上げてきておるかどうか、その状況を説明していただきたい。

○廣瀬政府委員 これは過去におきましても手数料の改正は行つてきておるところでございます。

今回の改正につきましては、前回の手数料の改正後、一般的に印紙税額等が上つております。それからまた、郵便料金の改正に伴ひまして相当の額が上つておるわけでございます。たとえば、これを先般の改正以来三年間を見ますと約三七%ばかりの増加が見込まれるわけでございますが、一方手数料算出の構成要素を見ますと、人件費がその大半をなすわけでございますが、これが約六一%ばかり上つておりますので、料額の改正とそれから人件費の上昇、この二つを勘案してみますと約二〇%の値上げが必要である、改定が必要であるというふうな考え方に立ちまして、今回の改正案では全体として約二〇%の手料改正を行つたわけでございます。

○小沢(貞)委員 やはりこれは人件費なりその他の値上がりに対応してこれからもずっと引き上げをしていただきたい。これは要望だけしておきます。

それから、私が長年主張しておつた、折り目なしの往復はがきを売る、こういう制度を取り入れていただいて大変ありがたいと思ひました。この機会に、私はよくわかつておりますが、その概要を説明していただきたい。いま一つは、これは印刷屋さんが大変喜ぶわけなんです、政府はこれ

をどういうようにして宣伝をするか、周知徹底、宣伝をやつてもらいたい、こう思ひます。その二つについて。

○廣瀬政府委員 折らない往復はがきの発売でございますけれども、これは本年の十一月十五日から四十円往復はがきを、印刷する場合でも、あるいは手書きをする場合でも便利にように折らないようにするという事で発売いたすわけでございます。ただ、本年度は大体人口十万以上市制施行地所在の普通局、総体として四百六十三局になりますけれども、ここで売り出したいと考えておるわけでございます。これは将来の問題でございますけれども、この発売後の需要の状況等を見まして方向を定めてまいりたいと考えておりますが、先生御指摘のように、周知につきましてはいろいろと考えてまいりたいというふうに思つております。

○小沢(貞)委員 これは初めて発売するわけですから、「政府の窓」で、あるいは総理府でやっているとどこでやるのか、あるいは郵政省だけでやるか、新聞広告等も使っているようですが、ひとつこれだけの改定をしてもらつたのですから、よく宣伝をしていただきたい。これは要望だけしておきます。

それから、郵便貯金法というのは、内容を見ると、総則のほかに郵便貯金の種類、貯金の総額の制限あるいは預金者と国の権利義務関係、こういうものが規定されているわけでありまして、そこへもつてきて、今回の法案は木に竹をついたように、法人の設立、監督等に関する規定が入つておるわけですが、一体郵便貯金法にこういうものを入れることがなじむかどうか、これは別個な法律にしてやるのが至当ではなからうか、こう考へるわけですが、このような立法形式をとつた理由を一つお聞かせいただきたい、こういうふうに考へます。

○神山政府委員 御指摘のとおり、郵便貯金法は国と預金者との権利義務に関する規定を持つておるわけでありまして、単にこれだけではなくて、郵便貯金事業の目的、性格等を全般的に規定してい

る法律でありまして、郵便貯金事業についての基
本法であると考えております。この郵便貯金法に
法人の規定まで置くのはどうかという御指摘であ
ろうかと思いますが、郵便貯金振興会は郵便貯金
会館の運営を初めとする郵便貯金の普及のための
事業を行う法人でありまして、このように郵便貯
金事業を推進するための法人の設立あるいは業務
及びその監督に関する規定等を郵便貯金法の中に
定めることは、やはりその事業との関連性、位置
づけ等が明確になりますので、こういう形をとつ
た次第でございます。

○小沢(眞)委員 今度の改正で、郵便貯金の周知
宣伝の施設、こういうように言っているわけであ
す。これはいままでもそういうことではなかった
かと思うのだが、一体何かこれによって変わるよ
うな宣伝方法をやるのか。政府が直接宣伝をし
て、ほかはまだこういう会館で宣伝を新たに何か
やるようにしているのか。この法律の改正によって
郵便貯金会館の性格というものは一体変わって
くるのかどうか、その辺を……。

○神山政府委員 今回の法的措置でございますが、
貯金会館の法的な根拠は、現在も、設置法に
基づきまして周知宣伝のための業務施設と解釈し
ております。これをより明確なものにいたした
い、それで所要の法的整備を図ることとしたもの
であります。

また、この会館の業務の委託でございますが、
委託先の法人も、現在は民法による財団法人に委
託しているわけでございますが、この改正により
まして、法律で規定する法人にして、これに委託
したい。したがって、監督規定等についても詳細
に規定していくという、従来の民法だけによる規
律でなく、貯金法によって規律していく、こう
いうことでございます。

○小沢(眞)委員 これは法人は一つに限るとここ
にうたわれているのだが、「振興会は、一を限
り、設立されるものとする。」いま貯金会館は十一
ですか、それを別々に皆つくった方がいいじゃな
いのですか。これは政務次官に私は質問するわけ

す。これは別々につくって、あちらの運営はこう
いうようにうまくやっている、こちらはこういう
ようにうまくやっている、そういうことで競争の
原理を入れなければ、さつきも質問があつた
が、これは天下りの役人がただ給料をもらうだけ
のようなものになるので、競争原理を入れた方が
いいと思う。各施設別々に、どうだろう。

○左藤政府委員 この貯金会館という性格から見
ましても、やはり一つのサービスの均一化とか、
均等化とか、全国的な均等性といいますが、そう
いうようなものも検討しなければならぬという
ことも一つあるかと思ひます。

それからもう一つ、いま先生いろいろ御指摘で
ございますが、総合的に見て、補助金とか交付金
とかいうものがなくて経営ができるような形に全
体としてやっていく、そういう形になりますと、
総合的な経理という形を考へて、その中でやはり
それぞれの地域性というものが生じた努力はし
ていただかなければならぬ。これは運用の問題
として努力をしていただく、目標だけは与えてい
きまして……。

しかし総合的には、やはり経理
が郵便貯金会館全体の経理として、全国の経理と
して収支相償わなければならぬ、このようにな
ともありますので、いまの先生のお話でございま
すけれども、私は、一つの形の方がベターではな
いか、このように考えます。

○小沢(眞)委員 法律が出されてしまったから、
直した方がいいとは答弁がありつけないとは思つ
ていたのだが、お役所の仕事というのは大変能率
が悪いと思う。

そのついでに私はお尋ねするが、郵便貯金の最
低の金額はたしか十円と決まっています。これは昭
和二十年ごろ五円から十円になった。これはそ
の時点からの物価指数を考へてみれば、最低は百
円とか、そういうような額に上げるべきじゃない
か、こういうふうに考へる。十円ばかりのものを
預けて、それに金利をつけてそれをまた利子計算
をして、こういう能率の悪いことをやめた方がい
いじゃないか、最低十円を上げる意思はないかと

うか。

○左藤政府委員 確かに御指摘のようないまの時
代の物価とか、そういう点から考へて、百円なら
百円にするということは私は十分検討すべきとき
が来ている、このように考えます。

○小沢(眞)委員 検討ということではぜひこれは研
究していただきたい。たしか昭和二十四年六月か
ら五円のものに十円にしたわけですが、いま五十
年ですから、もう四分の一世紀たつていて物価も
何十倍か何倍かわからない。それを十円という最
低のものをいままでどおり置いておくことは大変
な私は能率が悪いことではなからうか、こう思
います。

そのついでにお尋ねしますが、二十八地方貯金
局があるが、これは一体機械化ができたのはどれ
くらいあるか。まだ全部機械化が終つておらな
い。そして今後はどういふようにこれを近代化す
るか。私は民間の銀行や何かと比べてみて、余り
にも近代化がおくられてい過ぎはしないか、こう思
うわけです。

○神山政府委員 先ほどの十円の最低額の問題で
ございますが、現在一回の預け入れが十円である
というふうな取り扱いはどうかあるかわかりま
せんけれども、貨幣価値の変動とか事務処理の経
済性を考へて最低を検討することも必要であら
うかと思ひます。しかし、また一方貯蓄思想の普
及の立場からは、少額といへども金銭の価値を大
事に考へるということが基本でありますので、こ
の問題は慎重に検討させていただきたいと存じま
す。

それから機械化の問題でございますが、現在オ
フラインによるEDPSの機械化を進めてまい
つておりますが、昨年までに十七地方貯金局にお
いて機械化を完了いたしました。

それから、今後どうするかということござい
ますが、この現在進めてまいりましたオフライン
とは別に、これはオンライン化の構想による機械
化を進めてまいりたいというふうに考へておりま
す。大体的構想は、東京、大阪等大きなところに
計算センターというものを全国九カ所ぐらいにな

ろうかと思ひますが、置きまして、それと郵便局
に端末機を置きまして、電気通信回線で結びつけ
るというところで、いま検討を進めております。

○小沢(眞)委員 大臣に質問をしたいが、私は長
年主張しているわけである。これが貯金のカード
であります。二十八地方貯金局のうち、いま局長
の答弁にあるように十七局だけはそのオフライ
ンで機械化ができています。そうすると、
あと十一地方貯金局においてはそろばんでやるか
何でやるか知らないが、こういうカードに……利
息を記入しているわけですが、そして最低は十円
である。十円の利息といへば幾らかというと、厘だ
かいまの子供じや単位がわからないような貯金を
手で書き込む。こういうことをやっているわけ
です。大臣の傘下で、それでオンラインをいつやる
かといへば、まだ先のことで、研究中でいつのこ
とだかよくわからぬ。そういう能率の悪いことを
やっている、民間じゃ恐らくそんなばかなことを
やっているところはないのです。これは、お役所
だけいつまでもじつとそういうことをやっている
。これは機械化を速やかにやって、私は人の問
題があると思うから、やはり漸進的に人の配置転
換その他を考へなければならぬが、少なくとも
とにかく民間から見れば、何という古いことをや
っているかというその保守的態度なんです。これ
はひとつオンラインシステムなりなんなり至急計
画を立てて、どういふようにやっていくか、こん
な、手で計算して利息を書き込むみたいなことを
やっているような非能率のことをやめてもらいた
い。大臣いかがです。

○福田(篤)国務大臣 一年でも早くそうしたおく
れた設備、機械は近代化したしたいと考えます。

○小沢(眞)委員 これで、要望だけ申し上げて質
問をやめますが、貯金会館みたいなものばかり
ではなくて、最近では体育熱が大変一般国民の中
にあるわけで、だから保健体育館みたいなものの要
望というものは非常に多いわけです。
それから、雇用促進事業等をやっているのは、
そこでつくってやって地元で適当に運営しろ、こ

ういうやり方をやっている。今度は振興会をつくつて、どうしてもお役所が天下りで出ていって自分で運営しようという態度ではなくて、一つは保健体育館みたいなものをつくること、一つは運営を、そういうものを作るべく地元で任せていいように、できるようにやる、もし今後つくるとするならば、そういうぐあいに積極的にやっていたきたい。そういう要望だけ申し上げて質問を終わります。

○伊藤委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○伊藤委員長 これより両案について討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊藤委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊藤委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○伊藤委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後一時十七分散会

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 預金者に対する貸付け」を「第八章 預金者に対する貸付け」に改める。

「第八章 預金者に対する貸付け」に改める。

第四十条 次のように改める。

（施設の設置）

第四十条 郵政大臣は、郵便貯金の普及のため、その周知宣伝に必要な施設を設けることができる。

前項の施設は、会議、集会及び展示のための設備その他多数の者の利便を図るための設備を備えて、広く国民の利用に供される施設とする。

第八章の次に次の一章を加える。

第九章 郵便貯金振興会

（目的）

第六十九条 郵便貯金振興会は、郵便貯金に関する調査、研究及び出版物の刊行並びに第四十条第一項の施設の運営を行うことにより、郵便貯金の普及に寄与することを目的とする。

（法人格）

第七十条 郵便貯金振興会（以下「振興会」という。）は、法人とする。

（数）

第七十一条 振興会は、一を限り、設立されるものとする。

（名称）

第七十二条 振興会は、その名称中に郵便貯金振興会という文字を用いなければならない。

振興会でない者は、その名称中に郵便貯金振興会という文字を用いてはならない。

（登記）

第七十三条 振興会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に對抗することができない。

（民法の準用）

第七十四条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、振興会について準用する。

（発起人）

第七十五条 振興会を設立するには、第八十八条第一項第一号及び第二号に掲げる業務について専門的な知識を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

（設立の認可の申請）

第七十六条 発起人は、定款、業務方法書及び事業計画書を郵政大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

前項の業務方法書及び事業計画書に記載すべき事項は、省令で定める。

（設立の認可）

第七十七条 郵政大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、申請の内容が次の各号のいずれにも該当せず、かつ、その業務が健全に行われ、郵便貯金の普及に寄与することが確実であると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款、業務方法書若しくは事業計画書の内容が法令に違反するとき。

二 定款、業務方法書又は事業計画書に虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けているとき。

（役員の名目）

第七十八条 郵政大臣は、前条の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、振興会の理事長及び監事となるべき者を指名する。

前項の規定により指名された理事長及び監事となるべき者は、振興会の成立の時に於いて、第八十四条第一項の規定によりそれぞれ理事長及び監事に任命されたものとする。

（事務の引継ぎ）

第七十九条 前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

（設立の登記）

第八十条 理事長となるべき者は、前条の規定により事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

振興会は、設立の登記をすることによって成立する。

（定款記載事項）

第八十一条 振興会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 業務

五 役員に関する事項

六 資産及び会計に関する事項

七 定款の変更に関する事項

八 事業年度

九 公告の方法

（役員）

第八十二条 振興会に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

（役員職務及び権限）

第八十三条 理事長は、振興会を代表し、その業務を総理する。

理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して振興会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

監事は、振興会の業務を監査する。

(役員及び職員任命)

第八十四条 理事長及び監事は、郵政大臣が任命する。

理事は、郵政大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

振興会の職員は、理事長が任命する。

(役員解任)

第八十五条 郵政大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第八十六条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、郵政大臣の承認を受けたときはこの限りでない。

(代表権の制限)

第八十七条 振興会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が振興会を代表する。

(業務)

第八十八条 振興会は、次の業務を行う。

一 郵便貯金に関する調査、研究及び出版物の刊行

二 第四条第一項の施設の運営

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

四 前三号に掲げるもののほか、郵便貯金の普及に寄与するために必要な業務

振興会は、前項第四号に掲げる業務を行おうとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(定款及び業務方法書の変更)

第八十九条 振興会は、定款又は業務方法書を変更するときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

更しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(予算等の認可)

第九十条 振興会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様とする。

(財務諸表)

第九十一条 振興会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(次項において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に郵政大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

振興会は、前項の規定により財務諸表を郵政大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第九十二条 振興会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

振興会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(施設の運営の委託等)

第九十三条 郵政大臣は、第四条第一項の施設の運営を振興会に委託する。この場合において、郵政大臣は、当該施設における国有財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二条第一項に規定する国有財産をいう。第三項において同じ。)の管理を振興会に委託するものとする。

郵政大臣は、当該施設に備え付ける物品(物

品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)第二条第一項に規定する物品をいう。)を振興会に無償で貸し付け、又は譲与することができる。

当該施設の運営(当該施設における国有財産の管理を含む。)に関し、通常必要とする費用は振興会の負担とし、生じた収入は振興会の収入とする。

前二項に定めるもののほか、第二項に規定する委託について必要な事項は、政令で定める。

(監督命令)

第九十四条 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第九十五条 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、振興会の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(設立の認可の取消)

第九十六条 郵政大臣は、振興会の業務が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認められる場合において、その改善を期待することができないときは、その設立の認可を取り消すことができる。

(解散)

第九十七条 振興会は、前条の規定により設立の認可の取消しがあつたときは解散する。

振興会が解散した場合における残余財産の処分については、政令で定める。

民法第七十三条から第七十六条まで、第七十

七条第二項(届出に関する部分に限る。)及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六条前段、第三百三十七条前段並びに第三百三十八条の規定は、振興会の解散及び清算について準用する。

(罰則)

第九十八条 第九十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは隠蔽した場合においては、その違反行為をした振興会の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第九十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした振興会の役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により郵政大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第七十三条第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第八十八条第一項に掲げる業務以外の業務を行つたとき。

四 第九十四条の規定による郵政大臣の命令に違反したとき。

五 第九十七条第三項において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

六 第九十七条第三項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

第一百条 第七十二条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(財団法人郵便貯金振興会からの引継ぎ)

第二条 昭和四十四年十二月一日に設立された財団法人郵便貯金振興会(以下「財団法人」という。)は、寄附行為で定めるところにより、振興会の発起人に対し、振興会において財団法人の一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることが出来る。

振興会の発起人は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、郵政大臣の認可を申請しなければならない。

前項の認可があつたときは、財団法人の一切の権利及び義務は、振興会の成立の時に於いて振興会に承継されるものとし、財団法人は、その時において解散するものとする。この場合には、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

前項の規定により、財団法人が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(経過規定)

第三条 この法律の施行の際、現にその名称中に郵便貯金振興会という文字を用いている者については、改正後の第七十二条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 振興会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、改正後の第九十条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「振興会の成立後遅滞なく」とする。

(所得税法の一部改正)

第五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中野菜供給安定基金の項の次に次のように加える。

郵便貯金振興会 郵便貯金法

(法人税法の一部改正)

第六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中野菜供給安定基金の項の次に次のように加える。

郵便貯金振興会 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「及び日本勤労者住宅協会」を「日本勤労者住宅協会及び郵便貯金振興会」に改める。

第七百一条の三第四項及び第七百一条の四十一第一項の表の第二号中「法人」の下に「これに準ずる法人で政令で定めるものを含む。」を加える。

(郵政省設置法の一部改正)

第八条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第十八号の次に次の二号を加える。

十八の二 法令の定めるところに従い、郵便貯金の普及のため、その周知宣伝に必要な施設を設けること。

十八の三 法令の定めるところに従い、郵便貯金振興会を監督すること。

第九条中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 郵便貯金振興会に関すること。

理由

郵便貯金の普及のため、その周知宣伝に必要な施設を設けるとともに、郵政大臣の認可を受けて設立される法人にその施設の運営を委託する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關する法律の一部を改正する法律案

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關する法律の一部を改正する法律案

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關する法律(昭和二十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「売さばき手数料」を「売りさばき手数料」に、「売さばき人」を「売りさばき人」に、「左の」を「次の」に、「こえ」を「超え」に、「百分の七」を「百分の九」に、「百分の六」を「百分の八」に、「百分の二・五」を「百分の四」に改め、同条第三項中「売さばき人」を「売りさばき人」に、「五千円に満たない場合」を「一万円に満たない場合又は当該月に同項の規定による買受けをしなかつた場合」に、「売さばき手数料」を「売りさばき手数料」に、「その買い受けた郵便切手類及び印紙の月額を五千円」を「その者が月額一万円の郵便切手類及び印紙を買い受けたもの」に改める。

附則

1 この法律は、昭和五十二年一月一日から施行する。

2 この法律の施行前に郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關する法律第五條第二項の規定により売りさばき人が郵政省から買い受けた郵便切手類及び印紙に係る売りさばき手数料の支払については、なお従前の例による。

理由

郵便切手類の売りさばきに関する業務の取扱ひの実情にかんがみ、売りさばき人に支払う売りさばき手数料の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

通信委員會議録第四号中正誤

ページ 段行 誤 正

二一四 本号末尾 第五号末尾

一ページ三段二行目の仕切り線の次に次のように加える。

十月九日

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)